

年度		NO.	
----	--	-----	--

朝霞市本人通知登録申込書

(宛先) 朝霞市長

朝霞市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

《登録を希望する方》 各欄に必要事項を記入し、該当するものに○をつけてください。

申込日	年 月 日	登録日	※職員記入 年 月 日
登録者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
住所	〒	連絡先 電話番号	() 1 携帯 2 自宅 3 勤務先

《通知を希望する証明書の住所・本籍・証明書種別》

各欄に必要事項を記入し、希望するものに○をつけてください。

住所	<input type="checkbox"/> 同上		
	朝霞市		
本籍	朝霞市	筆頭者氏名	

※戸籍及び附票の通知申込みは朝霞市に戸籍・除籍がある方のみが対象となります。

住民票	住民票	戸籍	戸籍(現在戸籍)	改正原戸籍	戸籍附票
	住民票除票		除籍		除籍附票

《代理人による申込み》 代理人区分に○をつけ、各欄に必要事項を記入してください。

代理人区分	<input type="checkbox"/> 未成年法定代理人 (親権者又は未成年後見人)	<input type="checkbox"/> 成年被後見法定代理人	<input type="checkbox"/> 委任状等による代理人
代理人氏名	生年月日		年 月 日
住所	連絡先 電話番号		() 1 携帯 2 自宅 3 勤務先

- 裏面の内容をお読みください。
- 登録される方は、次の書類を提出し、又は提示してください（複写させていただきます）。
 - 登録される方御本人であることを証明する書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等）
 - 法定代理人の方は、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）と代理人御本人であることを証明する書類。
 - 委任による代理人の方は、委任状（原本）と代理人御本人であることを証明する書類
- 登録者名簿への登録日は、市役所本庁における受付日の翌開庁日となります。

受付者	確認者	本人確認	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	その他	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本
住基入力	戸籍入力	名簿作成	備考				

(裏)

本人通知について

- 1 この本人通知は、登録した方（以下「登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）全部・一部事項証明書（謄抄本）又は戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書の写し（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

ただし、戸籍事項の記載が無い住民票の写し（除かれた住民票の写しも同様）、弁護士や司法書士などの特定事務受任者の請求のうち裁判や紛争手続に関する住民票の写し等の交付を除きます。
- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等の交付通知書を送付します。
- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - ・住民票の写し等の交付年月日
 - ・交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数
 - ・交付した住民票の写し等の交付請求者の種別（本人の代理人又は本人以外の者）
- 4 登録を希望する方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合、法定代理人又は任意代理人により登録の申請をすることができます（法定代理人による登録はその資格を証明する書類（戸籍謄本等）、任意代理人による登録は委任状が必要です。）。
- 5 郵便又は信書便による登録の申請をするときは、この申請書に必要事項を記入の上、第4条第2項に掲げる本人確認資料の写しを同封してください。
- 6 登録を廃止しようとする場合又は転出、転居等により登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です（登録時の内容と相違のある場合は通知できないことがあります。）。
- 7 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、又は本人通知を送付して所在不明で返戻されたとき、並びに消除された住民票及び消除された戸籍の附票が保存期間を経過し、住民票の写し等が第三者に交付することができなくなったときは登録を廃止します。
- 8 登録者名簿への登録日は、市役所本庁における受付日の翌開庁日となります。なお、支所及び出張所での申込みの場合は、市役所本庁に申込書が届いてからの翌開庁日となります。